

最近の審判決・判定の紹介

— 需要者認定の観点から —

平成 22 年度意匠委員会第 3 部会

赤澤 克豪・山本 典弘・垣木 晴彦・池田 恭子・宮地 正浩・加藤 恒久



目次

1. 事件番号：平成 20 年（ワ）8761 号
意匠に係る物品：測量地点明示プレート
担当：山本 典弘委員
2. 事件番号：無効 2009-880007
意匠に係る物品：ダクト
担当：垣木 晴彦委員
3. 事件番号：判定 2010-600006
意匠に係る物品：医療廃棄物用容器
担当：池田 恭子委員
4. 事件番号：判定 2009-600025
意匠に係る物品：壁板
担当：宮地 正浩委員
5. 事件番号：判定 2009-600029
意匠に係る物品：幅木用コーナーパッド
担当：加藤 恒久委員

はじめに

本年度の意匠委員会第 3 部会では、ここ数年間の継続テーマとして、意匠の類否判断における人的基準に対する考察を行っている。具体的には、意匠法 24 条 2 項との関係において、審決・判決における意匠の類否判断の手法に変化が生じてきたのかどうかを検証することを主眼として、主に意匠の類否判断に絡む審判決を、判断主体並びに先行意匠の参酌の有無の観点から検討している。

特に本年度の委員会では、結論が翻ったケースとして昨年度の検討課題とした平成 21 年（行ケ）第 10051 号事件および平成 20 年（行ケ）第 10401 号事件を基に、意匠に係る物品がいわゆる B to B 向け商品である案件を対象として検討している。

類否の判断主体が、意匠に係る物品を業務として取り扱う者であれば、その見方に顕著な特徴が見出せるのではないかと推察したためである。

今回のパテント誌掲載に際しては、その中でも多くの会員にとっても興味深いと思われる、当事者系といえる審判決・判定 5 件をピックアップして紹介することとした。

尚、今回の紹介記事の掲載に当たっては、ページ数の都合から、当事者の主張は必ずしも詳細に紹介できてはいないが、興味をもたれた方は各ウェブサイト等を通じてご確認いただきたい。

各件の人的基準抜粋

1. 平成 20 年（ワ）8761 号
需要者の認定を「金属標を設置する業者等」と認定した上で、設置作業に臨む際の角度から見た形態の相違に限らず、この物品の機能を考慮した場合の観察方法も採用すべき旨を明示している。
2. 無効 2009-880007
需要者の認定を「設計や施行に携わる者」と認定した上で、施行業者等から見た意匠に係る物品の特定構造から表れる形態に着目している。
3. 判定 2010-600006
需要者を具体的に特定した記載はないが、業務上使用する際の使用態様や意匠に係る物品の機能に基づく具体的態様の相違に着目している。
4. 判定 2009-600025
用途を勘案して需要者が見た場合として「製造上の理由で選択されたと推測することはあっても意匠の効果として受け止めることはないから」等の記載から、製造工程や使用（内装工事）時の知識を有する需要者を前提としている。
5. 判定 2009-600029
看者についての具体的記載は無いが、取り付け後には視認できない本件物品背面の係止具形状の相違に着目している点から、流過程における部材状態の本件物品を取り扱う者を前提としている。

参考

参考として2008年～2010年の審判決・判定（類否判断に係るものに限る）において、判断主体がいかなる文で表記されているかについてまとめたデータを以下に示す。

尚、2008年、2009年については、物品全般についてまとめた数値であるが、2010年については、活動対象

をいわゆるB to B商品に限定していることもあり当該範囲についての数値となっている。また2010年分は、1～8月の審判決公報に掲載された審判決・判定の中から選択した46件をもとに算出している。2008年分の表形式が他と相違するが、当時のデータ収集方法の相違によるものでありご容赦願いたい。

(原稿受領2010.12.10)

表1 2010年の「判断主体」

公知意匠参酌			件数		判断主体					
					需要者※		看者数	需・看併用数	言及なし数	その他数
			数	率	数	数				
あり	審決	拒絶	33	5	15% (30)	12	5	11	0	
		無効	1	1	100%	0	0	0	0	
		判定	4	1	25% (25)	2	0	1	0	
	合計		38	7	18% (32)	14	5	12	0	
なし	審決	拒絶	8	1	13% (13)	4	0	2	1	
		無効	0	0	0% (0)	0	0	0	0	
		判定	0	0	0% (0)	0	0	0	0	
	合計		8	1	13% (13)	4	0	2	1	

※「需要者」の件数には、「需要者・取引者」「取引者」「使用者」を含む。「需要者率」は「需要者／全件」を表し、カッコ内は「(需要者+看者需要者併用)／全件」の割合である。

表2 2009年の「判断主体」

公知意匠参酌			件数		判断主体					
					需要者※		看者数	需・看併用数	言及なし数	その他数
			数	率	数	数				
あり	審決	拒絶	46	3	7% (9)	7	1	31	4	
		無効	5	0	0% (60)	2	3	0	0	
		判定	8	2	25% (38)	3	1	1	1	
	合計		59	5	8% (17)	12	5	32	5	
なし	審決	拒絶	37	2	5% (11)	2	2	28	3	
		無効	2	0	0% (0)	2	0	0	0	
		判定	0	0	0% (0)	0	0	0	0	
	合計		39	2	5% (10)	4	2	28	3	

※「需要者」の件数には、「需要者・取引者」「取引者」「使用者」を含む。「需要者率」は「需要者／全件」を表し、カッコ内は「(需要者+看者需要者併用)／全件」の割合である。

表3 2008年の「判断主体」

			類否判断した案件	判断主体						公知意匠参酌			
				需要者※		看者	需看併用	言及なし	その他	参酌		無し	
				件	率					件	件		件
2008	審決	拒絶	33	3	0	0% (0)	2	0	0	1	3	100%	0
		無効		16	0	0% (19)	4	3	2	7	14	88%	2
		判定		14	2	14% (36)	7	3	2	0	14	100%	0
	判決	取消	14	10	1	10% (20)	7	1	0	1	4	40%	6
		侵害		4	2	50% (75)	1	1	0	0	2	50%	2

※「需要者」の件数には、「需要者・取引者」「取引者」「使用者」を含む。「需要者率」は「需要者／全件」を表し、カッコ内は「(需要者+看者需要者併用)／全件」の割合である。